主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四 〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人高橋竜彦の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、同条の上告 理由にあたらない。(記録によれば、本件偽造手形六通のうち、四通の金額欄の記載が、手書きによるものであることが明らかであるから、これを六通共チェツクライターによる記載の如く判示した原判決は、措辞妥当を欠いたものといわざるを得ない。しかしながら、一審判決の挙示する各証拠によれば、被告人が、一審相被告人Aと共謀の上、本件各約束手形を偽造した点を含めて、判示事実をすべて認めることができるから、被告人の控訴を棄却した原判決には、結局においてあやまりがないものというべきである。)

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年四月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	_
裁判官	草	鹿	浅 之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	Ш	幸太	郎